

ISFJ2020

政策フォーラム発表論文

被災地『雇用』の復興

— 失業問題解消に向けた支援体制の構築 —

熊本県立大学

本田圭市郎研究会

労働雇用③

上戸雄俊

黒木咲希

中川加南子

林葵子

2020 年 11 月

要約

日本は世界有数の災害大国である。近年では、東日本大震災における地震・津波の被害に加え、豪雨や大雪、竜巻などの災害が多発している。また、2020年においては、世界中で新型コロナウイルス感染症が流行する中で令和2年7月豪雨が発生し、被災地の復興を阻害した。災害時には、被災地において倒産や解雇による失業、就業継続が困難であるための離休職、賃金や労働時間の変動といった様々な雇用問題が発生する。玄田(2013)によると、震災時の就業者のうち仕事に影響があった人々の割合は、全国平均の9.3%に対し、被災市町村では47.0%と半分近くに及んでいる。また、被災地では、労働所得の変動も見られる。経済財政白書(2012)によると、被災地の一人当たり賃金の動向を見ると、岩手県、福島県は震災前の水準を下回っており、弱い動きとなっていると述べている。このように被災地では、失業率の上昇や所得の変動など、様々な雇用問題が顕著に表れ、被災地の雇用や就業に甚大な影響を及ぼしている。

実際に東日本大震災では、地震だけではなく津波の被害も受けたことによって、東北地方の広範囲で産業基盤が崩壊し、多くの雇用の受け皿が失われた。また、日本総研(2011)によると、被災により事業のめどが立たない自営や事業主も含めれば、約14~20万人が職を失った可能性があるとしている。このことから、災害大国である日本にとって、失業問題は、最も解決すべき問題であると考えられる。また、災害時の雇用政策等には、助成金を申請する際の手続きの複雑さなどの多くの課題が残っている。さらに、被災失業者の就労環境が整うまでに多くの時間を要している現状もあり、災害時の雇用対策には、様々な考慮が必要である。被災地の復興のためには、雇用の復興は必要不可欠であり、災害大国である日本においては今後更に重要な課題になるといえる。

本稿では、災害前後かつ被災地について考慮した分析を実際に行い、失業が災害の影響を受けるのかを確認する。また、災害時に被災地の人々が雇用に対して不安を抱いているのか、その不安はどの時期に表れるのか、人々が具体的にどのような支援を必要としているのかを明らかにするために、個票データを用いてミクロレベルの分析を行う。

分析Ⅰでは、災害時に深刻化する失業に焦点を当てた分析を行う。また、被災地における失業が、震災の影響を受けるのかを明らかにするために、震災前後かつ被災地について考慮した分析を実際に行った。分析の結果、東北被災地ダミー×2011年ダミーの交差項は正に有意な結果が得られ、東北被災地では災害時によって完全失業率が高くなることが確認できた。

次に分析Ⅱでは、災害時に被災地の人々が雇用への不安を抱えているのかを明らかにすることを目的とし、個票データを用いて分析を行った。また、分析で用いるデータは、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが毎年1月に行っている「日本家計パネル調査」と「慶應義塾家計パネル調査」の2つのパネル調査と、この2つの調査の対象者向けに、震災後の6月と9月に実施された「東日本大震災特別調査」である。分析Ⅱと分析Ⅲでは、2011年のJHPS、KHPSのデータと震災特別調査の第1回調査、第2回調査を使用した。分析Ⅱの結果からは、被災地の人々は震災3か月後の6月時点で雇用への不安を抱いていることが明らかとなった。この結果から、被災地の人々は震災後、早い段階で雇用に対する不安を抱いていることがわかる。そのため災害時には、被災地の人々の雇用に対する不安を早い段階で軽減する政策が有効であると考察した。

分析Ⅲでは、災害時の人々の雇用支援への考えを明らかにすることを目的としている。

そこで、本分析では個票データを用いた分析を行い、雇用支援の中でも大きな柱である所得保障、就労支援が被災地で必要とされているかを分析した。その結果、被災地の人々は、震災 3 か月後の 6 月時点で就労支援を必要としているという結果が得られた。そのため被災地では、早い段階で就労支援体制を整える必要があると考察した。

更に本稿では災害時における雇用現場の状況や対応策について把握することを目的とし、熊本県庁へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査からは、雇用調整助成金の「使いづらさ」を無くすために、更なる手続きの簡素化と支給条件の緩和などが必要であることが明らかになった。また、生活再建のための所得支援が重要であることも明らかとなった。これらの結果から、被災地においては所得補償と就労支援の両方が重要であることが考察できる。

以上の分析結果とヒアリング調査の結果を踏まえ、本稿では「災害対策型雇用シェアリング」と「災害助成金パッケージ」の 2 点を提言する。「災害対策型雇用シェアリング」は、災害が発生した際に働く場を事前に確保しておくことを目的とし、平常時から在籍型出向を連携企業間で定期的かつ継続的に行う政策である。また、災害対策型雇用シェアリングと同時に再就職支援プログラムという既存の政策を行うことによって、災害対策型雇用シェアリングの対象から外れてしまった人々の支援も可能となる。「災害助成金パッケージ」は、これまで日本で起こった災害において出された特例措置を事前にパッケージ化しておく政策である。この政策を行うことで、これまでの災害と比べて特例措置を実施するまでの時間を短縮することができる。そのため、災害時に重要とされる迅速な対応が可能となり、非常事態である災害時においても政策をスムーズに進めることができる。

目次

要約.....	2
第1章 現状分析と問題意識	5
第1節 災害と雇用	
第1項 災害大国日本における災害時の雇用問題	
第2項 災害時の雇用に対する政府の取り組み	
第2節 問題意識	
第2章 先行研究及び本稿の独自性	9
第1節 先行研究	
第2節 本稿の独自性	
第3章 分析	12
第1節 分析の概要	
第2節 分析Ⅰ	
第1項 分析の枠組み	
第2項 仮説	
第3項 分析結果	
第3節 分析Ⅱ・Ⅲ	
第1項 分析の枠組みと仮説	
第2項 使用データ	
第3項 分析結果	
第4節 分析のまとめ	
第5節 熊本県庁へのヒアリング調査	
第4章 政策提言	28
第1節 災害対策型雇用シェアリング	
第1項 政策内容	
第2項 実現可能性	
第2節 特例措置のパッケージ化	
第1項 政策内容	
第2項 実現可能性	
第5章 おわりに	35
参考文献・データ出典.....	36

第1章 現状分析と問題意識

第1節 災害と雇用

第1項 災害大国日本における災害時の雇用問題

日本は世界有数の災害大国である。内閣府(2014)によると、日本の国土面積は全世界のうち 0.28%であるにもかかわらず、全世界で発生したマグニチュード 6.0 以上の地震のうち 18.5%が日本で起こっている。また、全世界の活火山の 7.1%が日本に存在するともいわれている。さらに、災害による死亡者のうち 1.5%を日本が占めており、災害被害額の 17.5%が日本の被害金額となっている(図1参照)。世界的に見ても、日本は自然災害に見舞われる可能性の高い国であることがわかる。特に近年では、東日本大震災や熊本地震における地震の被害に加え、豪雨や大雪、竜巻などの災害が多発している。また、2020 年においては、世界中で新型コロナウイルス感染症が流行する中で令和 2 年 7 月豪雨が発生し、被災地の復興を阻害した。

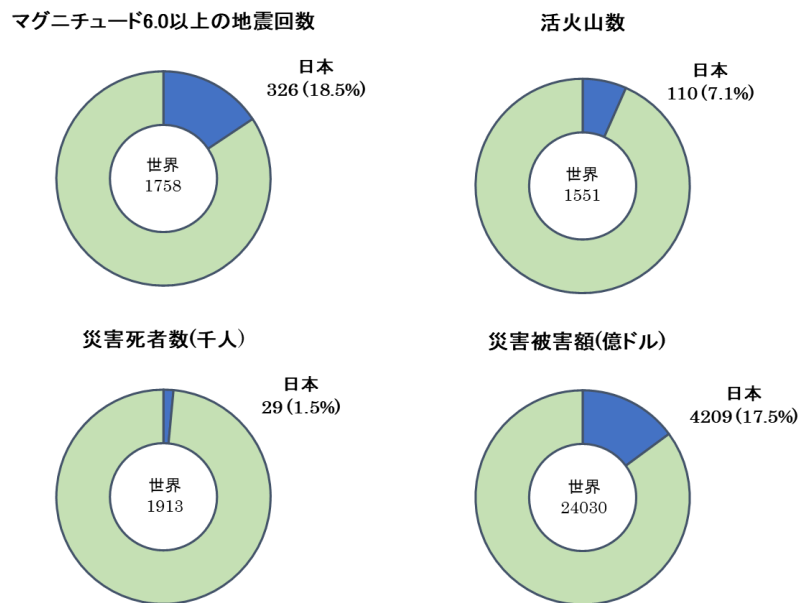


図1 世界の災害に比較する日本の災害被害

出典：平成 26 年度 防災白書 付属資料 1

「世界の災害に比較する日本の災害被害」より筆者ら作成

2011 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖を中心にマグニチュード 9.0 を観測する東日本大震災が発生した。東北地方は甚大な被害を受け、倒産や解雇による失業、就業継続が困難であるための離休職、所得の変動といった雇用問題が顕著に表れた。玄田(2013)によると、

震災時の就業者のうち仕事に影響があった人々の割合は、被災市町村では 47.0%と、全国平均の 9.3%を大きく上回っている。また離休職者割合に関しても同様に、被災市町村では 31.1%と、全国平均の 3.7%を大きく上回ると述べられている。何(2015)では、東日本大震災直後、特に 2011 年第 1 四半期から第 2 四半期に岩手県と福島県の完全失業率は大きく上昇し、その後は徐々に低下傾向にあると述べている。宮城県における震災直後の完全失業率の変動は、その他の 2 県より比較的小さいが、2011 年第 1 四半期には、東北 3 県のいずれも完全失業率の上昇が見られた。このことから、被災地の失業問題は深刻な状況にあることが窺える。

また、被災地では、雇用のミスマッチという問題も発生する。雇用のミスマッチとは、労働市場において求職者側と求人側の条件(能力・年齢・職業など)が一致せず、失業が発生している状態のことを指す。樋口他(2012)では、大規模自然災害が経済に与える影響に関する既存研究を踏まえて、東北被災 3 県(岩手県、宮城県、福島県)を中心に震災が産業、人口移動、雇用等に与えた影響について震災発生後 2012 年 1 月までの分析を行っている。その結果、震災が雇用に与えた影響については、全国的な影響は少ないことがわかった。しかし被災地では、求職者が希望する職種の求人は少なく、「建設・土木作業等」の資格や技能を必要とする求人が多くを占める。このことから、働く場があるにもかかわらず、希望の職種に就けない状態、つまり職業間ミスマッチが生じていることがわかる。そのため、被災地における職業間ミスマッチの改善に向けた具体的対応が必要だと述べられている。

さらに、被災地では、労働所得の変動も見られる。経済財政白書(2012)によると、被災地の一人当たり賃金の動向を定期給与¹で見ると、岩手県、福島県は大震災前の水準を下回っており、弱い動きとなっている。特に岩手県では、震災後、賃金が減少傾向にある。これは、消費の弱さを背景として、卸売業・小売業において一般労働者の定期給与が減少傾向にあることや、パート労働者比率が上昇していることによるものである。宮城県では、震災前の水準を上回って推移しているが、一般労働者のうち、沿岸部の建設の職業や専門・技術的職業において賃金が上昇している。一方、パート労働者のうち、事務の職業については求人平均賃金が低下傾向にある。

上記で述べた通り、災害が発生した際には様々な雇用問題が顕著に表れる。特に、被災者の職自体が失われてしまう「失業」は非常に深刻な問題であり、被災地の雇用情勢に甚大な影響を及ぼしている。

第 2 項 災害時の雇用に対する政府の取り組み

第 1 項でも述べたように、災害時には様々な雇用問題が顕著に表れるが、その中でも特に失業が非常に大きな問題となっている。そのため災害時には、政府によって様々な政策や失業者に対する支援が行われている。本項では、これまで日本で災害が発生した際に実施された、政府による支援や政策を紹介する。

東日本大震災では、地震だけではなく津波の被害も受けたことにより、東北地方の広範囲で産業基盤が崩壊し、多くの雇用の受け皿が失われた。日本総研(2011)によると、被災により事業のめどが立たない自営や事業主も含めれば、約 14~20 万人が職を失った可能

¹ 労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

性があるとしている。そこで、まず雇用安定のための施策として、被災求職者支援のための、ハローワークの職員による避難所への出張相談等が実施された。さらに、避難者の現状把握や合同就職面接会なども行われた。

また、東日本大震災の激甚災害²指定に伴い、雇用対策に対する様々な特例措置が図られた。その一つとして、まず雇用調整助成金が挙げられる。雇用調整助成金は通常、経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業を行った際に、労働者に支払う休業手当や賃金等の一部を助成する制度である。震災時には特例として、雇用の維持に取り組む事業主への迅速な対応のため、受給条件の緩和や事前提出必須の計画書の事後届の容認などが行われた。しかし雇用調整助成金は、震災による事業所の損壊など、経済上の理由ではない休業は助成対象とはならない。また、福島県原発事故により、事業所が警戒区域に指定されて休業した企業も、同様に助成対象とはならなかった。そのため、東日本大震災では失業給付による助成が行われた。失業給付は通常、会社を退職し転職活動や再就職を行う際に受給できる制度である。しかし、事業所が休業したことによって就業ができない場合に、震災時には特例として、離職をしていない場合においても失業の認定を行った。また失業給付については、現行の個別延長(原則 60 日分)に加えて、更に 60 日分を延長する特例措置も実施された。その他の被災求職者の支援としては、求職者支援制度が実施された。この制度は、雇用保険を受給できない失業者³に対し、無料の職業訓練を実施し、一定の支給要件を満たす場合に給付金を支給する制度である。

上記では東日本大震災の際に行われた雇用政策を挙げたが、これらの政策には様々な課題が残されている。東日本大震災の際は、特例措置として受給条件の緩和や事前提出必須の計画書の事後届の容認などいくつかの特例措置が行われたが、依然として、助成金を申請する際の手続きが複雑であるという問題がある。また、玄田(2012)では、求職者支援制度について、ある程度の職業訓練が確保されていても、被災市町村には必ずしも十分な機会が存在しているわけではないと述べてられている。

表 1 政府の取り組み

	内容	問題点
雇用調整助成金	・受給条件の緩和 ・事前提出必須の計画書の事後届を容認	助成金を申請する際の手続きが複雑
失業給付	・離職をしていない場合においても失業と認定 ・失業給付については、現行の個別延長(原則60日分)に加えて、更に60日分を延長	失業給付期間の延長による就労意欲低下
求職者支援制度	・雇用保険を受給できない失業者に対し、無料の職業訓練を実施し、一定の支給要件を満たす場合に給付金を支給	ある程度の職業訓練が確保されていても被災市町村には必ずしも十分な機会が存在しているわけではない

出典：筆者ら作成

² 国民経済に著しい影響を及ぼす災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいう。

³ 雇用保険の適用がなかった者、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった者、雇用保険の受給が終了した者、学卒未就職者や自営廃業者である。

2016年4月に発生した熊本地震でも雇用対策が行われた。対策の一つ目は、震災による離職者を対象とした熊本県及び市町村の臨時職員募集である。この対策は、熊本地震による離職者の雇用の確保・生活再建に向けた支援を進めることを目的とし、熊本県及び市町村が、離職者を3か月間臨時職員として採用した。この対策により、離職者の雇用は一時的ではあるが維持された。

このように、熊本地震では被災者の離職防止に力を入れた雇用対策が行われたが、限られた人数しか採用されないという課題があるとともに、3か月という短い期間での就労支援であるため、長期的な就労支援が必要であると言える。

また、東日本大震災や熊本地震などの自然災害とは異なるが、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の雇用対策では、雇用調整助成金の特例措置が実施されている。東日本大震災の際の特例措置と異なり、新型コロナウイルス感染症に対する特例措置では、助成率が大幅に引き上げられ、休業等計画書の提出が不要となっている。

しかしながら、特例措置を開始した当初の雇用調整助成金は、手続きが非常に複雑であり、申請しても支給までに2ヶ月ほど時間がかかってしまうという課題があった。現在は様々な改正によって手続きの簡素化及び支給されるまでの期間の短縮がなされたものの、企業の経営継続や従業員の就業可否を争う事態において、迅速な対応であったとは言い難い。

本項では、東日本大震災、熊本地震、新型コロナウイルス感染症などの災害が発生した際に、政府が行った具体的な政策を紹介した。災害時には、被災にしたことによって職場自体がなくなってしまうケースや、経営不振により職場が倒産してしまうケースが多いため、失業者が大幅に増加する。このような問題を解決するために、様々な政策や支援が行われているが、現行の政策には多くの課題が残されており、機能が十分に果たせているとは言い難い。

表2 政府の取り組み

	内容	問題点
(熊本地震) 離職者を対象とした 熊本県及び市町村の 臨時職員募集	熊本県及び市町村が 離職者を3か月間 臨時職員として採用	・限られた人数しか採用されない ・短い期間の就労支援であること
(新型コロナウイルス感染症) 雇用調整助成金	・助成率の引き上げ ・休業等計画書の提出不要	支給までに2ヶ月ほど 時間がかかったこと

出典：筆者ら作成

第2節 問題意識

災害時には、被災地において様々な雇用の問題が発生するが、その中でも特に失業問題が深刻である。東日本大震災では、地震だけではなく津波の被害も受けたことによって東北地方の広範囲で産業基盤が崩壊し、多くの雇用の受け皿が失われた。また、被災により事業のめどが立たない自営や事業主も含めれば、約14～20万人が職を失った可能性があるとしている。このことから、災害大国である日本にとって、災害時に発生する失業問題は、最も解決すべき問題であると考えられる。

また前項では、これまで災害時に行われてきた雇用政策について述べてきたが、災害時の政策等には数多くの課題が残されているのが現状である。具体的には、助成金を申請する際の手続きの複雑さや、仮に職に就くことができたとしても、一時的な雇用である場合が多いことなどが挙げられる。また、被災失業者の就労環境が整うまでに多くの時間を要しているという現状もあり、このことから、現行の政策の見直しや、より有効な政策の提案が必要であることが考えられる。玄田(2012)でも、被災地の雇用を立て直すことは、復興に向けた迅速かつ最も重要な課題であり、被災者の生活再建のため、仕事を通じて所得が得られる環境を迅速に実現することが重要であると述べている。以上のことから、被災地における失業問題を解決するためには、現行の政策の再検討や、より有効な政策の提案を迅速に行っていく必要があると考えられる。

第2章 先行研究及び本稿の独自性

第1節 先行研究

前章では、災害時における失業問題を解決するために、現行の政策の再検討や、より有効な政策の提案を行う必要性があると述べた。政策の検討や提案を行うには、被災地で失業問題がどの程度深刻であるのか、また、被災地の人々は、雇用やその支援に対してどのような考えをもっているのかを実際に分析によって明らかにしていく必要がある。

本節では、分析をするにあたって参考にした、災害時における失業問題について言及している先行研究及び、個票データを用いて災害時の雇用問題についての分析を行っている先行研究を紹介する。

まず、災害時の失業問題について言及している先行研究を紹介する。

何(2015)では、東日本大震災直後、特に2011年第1四半期から第2四半期に岩手県と福島県の完全失業率は大きく上昇し、その後徐々に減少傾向にあると述べている。宮城県は震災直後も完全失業率の大きな変動が見られず、震災による雇用への影響はその他の2県より比較的小さい。しかし、2012年第1四半期には、東北3県のいずれも完全失業率の上昇が見られた。これは、震災でダメージを受けた企業が年度末に雇用契約の更新停止などの雇用調整を実施した可能性を示唆している。

斎藤(2011)では、東日本大震災後の失業率の推移についての考察を行っている。それによると、震災後の失業率の低下は、必ずしも雇用情勢の改善を意味するとは限らないと述べている。2011年9月の失業者数は、東日本大震災前の2011年2月と比較すると、約38万人減少しているが、それと同時に就業者数が56万人減少しており、その一方で非労働力人口が80万人増えている。つまり、震災後の失業率の低下は就業者の増加ではなく、労働

市場から退出した人が増えたことによる失業者の抑制によってもたらされたと考えることができる。

個票データを利用した分析としては、KHPS、JHPS の本調査および震災特別調査⁴を利用した小林・佐藤(2012)、何(2012)、樋口ほか(2013)が挙げられる。

小林・佐藤(2012)では、東日本大震災が被災地域の人々の就業行動の変化に及ぼした影響を分析している。分析の結果、東日本大震災による被災地の前期就業者の男性ほど、就業形態に関係なく離職率が上昇しており、被災地の前期無業者の女性ほど、新規就職確率が上昇していた。また、被災地の男性ほど、健康状態、特に精神面に関する症状が悪化していたが、女性はその傾向が見られなかった。被災地の男性の離職率の上昇には、健康状態の悪化が原因の1つとなっている可能性があるという考察をしている。

何(2012)では、東日本大震災後の就業回復状況の考察を行っている。その際、就労回復状況に、被災地や電力不足地域とそれ以外での地域差があるかどうか、また、個人属性によってそれらの地域間で偏りが生じているかどうかに注目した分析を行っている。その結果、以下の4点が明らかとなった。第1に、震災前後の期間を比較すると、被災地や電力不足地域は、全国的と比べて低所得層の就業回復率が低い。また、正規就業者と比べ、自営業者は労働所得の減少と労働時間の短縮を経験する確率が高い。第2に、被災地では、その他の地域と比べ、失業あるいは所得の減少を伴った転職を経験した確率が高まっている。第3に、電力不足地域においては、その他の地域に比べ、就業状態を回復する確率が低く、労働所得の減少する確率も高い。第4に、被災地と電力不足地域の低所得者は、他の地域に比して就業状態の回復確率が低い。分析からは以上の4点を考察している。

樋口他(2013)は、東日本大震災の就業と健康への影響に注目して分析を行っている。その結果、被災地の労働者ほど継続就業率が低下しており、男性就業者については3か月後、男性非正規就業者については10か月後に継続就業率は低下していたと結論づけている。女性の就業確率は震災10か月後で高まっており、被災地ほど女性の就業確率が高まったということも確認された。また、震災が労働所得および労働時間に及ぼした影響を分析した結果、被災地とその他の地域で差は見られなかった。さらに、震災が健康に影響を及ぼした影響を分析した結果、被災地の経済的に不利な環境にある者や、保険未加入者のほうが、より健康状態が悪化していたという結果が得られている。

⁴ 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが毎年1月に行っている「日本家計パネル調査(JHPS)」と「慶應義塾家計パネル調査(KHPS)」の2つのパネル調査と、この2つの調査の対象者向けに、震災後の6月(第1回調査)と9月(第2回調査)に実施された「東日本大震災特別調査」である。

表 3 先行研究の概要

	先行研究の概要
斎藤 (2011)	・東日本大震災後の失業率の推移について考察 ・震災後の失業率低下は就業者の増加だけでなく、労働市場から退出した人が増えたことによる失業者の抑制によるものと考察
何 (2015)	・東日本大震災直後に岩手県・と福島県で完全失業率が上昇するも、後に減少傾向へ ・2012年第1四半期には、東北3県のいずれも完全失業率の上昇
小林・佐藤 (2012)	・東日本大震災が被災地域の人々の就業行動の変化に及ぼした影響を分析
何 (2012)	・東日本大震災後の就業回復状況の考察 ・就労回復状況に被災地・電力不足地域・それ以外で地域差があるのか、個人属性によって地域間に偏りが生じているかに注目した分析
樋口他 (2013)	・東日本大震災の就業と健康への影響に注目し、分析

出典：筆者ら作成

第2節 本稿の独自性

災害時の失業に関する先行研究の多くは、失業率の推移のみで失業問題について論述している。しかし斎藤(2011)が述べているように、震災直後に失業率が上昇し、その後徐々に低下傾向にあるとはいえ、それだけで失業問題が改善しているとは言い難い。やはり震災後 1 年を通して見ると、被災地の完全失業率は全国と比べて比較的高く、雇用の復興には程遠い状況にあると考えられる。また、被災地では雇用情勢が悪化しているため、被災した人々は雇用に対して大きな不安を抱いているとも考えられる。そのため、失業率の推移を見るだけでは被災地の雇用の状況を判断するのに不十分である。小林・佐藤(2012)や何(2012)、樋口他(2013)をはじめとした災害時の雇用や就労状況に関する研究は、失業率や離職率、人々の健康状態などの要因分析を行っているものが多い。個票データを用いたミクロレベルの分析ではあるが、被災地の人々が、雇用やその支援に対してどのような考えをもっているのかといった具体的な分析は行われていない。

そこで本稿では、都道府県別のパネルデータを用いて、震災前後かつ被災地について考慮した分析を実際に行い、失業が災害の影響をうけるのかを確認する。また、個票データを用いて、災害時に被災地の人々が雇用に対して不安を抱いているのかを確認し、その不安がどの時期に表れるのか、また、人々が具体的にどのような支援を必要としているのかをミクロレベルの分析によって明らかにすることを本稿の独自性とする。

第3章 分析

第1節 分析の概要

本章では、これまでの現状分析や問題意識を踏まえ、3つの分析を行う。

分析Ⅰでは、災害前後かつ被災地について考慮し、失業が災害の影響を受けるのかを分析する。また、分析Ⅱ・Ⅲでは、個人属性や個人の考えを反映することができる個票データを使用し、被災地の人々が雇用に対して不安を抱いているかどうか、被災地では具体的にどのような支援を必要としているのかを分析する。

また、災害時の雇用の状況や、実際に被災した人々が具体的に何を求めているかを把握するために、熊本県庁へのヒアリング調査を実施した。熊本県は、熊本地震や令和2年7月豪雨など、様々な災害を経験した県である。ヒアリング調査では、統計データや個票データからは得ることの難しい、被災地で求められるニーズや実際の声を拾うことができる。

表4 分析概要

分析の概要	分析
災害と失業に着目した実証分析から、災害時の雇用への影響を確認する	分析Ⅰ
「東日本大震災特別調査」を用いて災害時に被災地の人々が雇用への不安を抱いているのかを確認する	分析Ⅱ
「東日本大震災特別調査」を用いて災害時に被災地ではどのような支援が必要とされているのかを明らかにする	分析Ⅲ

出典：筆者ら作成

第2節 分析 I

第1項 分析の枠組み

分析 I では、災害時に深刻化する失業に焦点を当てた分析を行う。また被災地における失業が、震災の影響を受けるのかを明らかにするために、震災前後かつ被災地について考慮した分析を行う。

本分析では都道府県別のパネルデータを使用する。分析手法としては、回帰分析を用いた、差の差分分析(以降 DID と表記)を行う。DID とは、計量経済学や社会学における量的調査において用いられる観測データによって、実験的な研究を模倣するための統計手法である。北村(2007)によると DID は、成果(反応変数や被説明変数)における処置(説明変数や独立変数)の効果を、処置群における成果変数の時間を通じた平均的な変化と、対照群における時間を通じた変化とを比較することで計算している。この分析手法を用いることによって、ある事象や政策などが目標となる変数に影響があったのかを明らかにすることができる。本分析では、震災が失業に影響を与えたのか確認するため、この手法を採用している。

また、本分析では、東日本大震災に着目して分析を進めていく。その理由としては、東日本大震災は、過去の大規模災害と比較しても被害の範囲や規模が大きく、さらに電力供給の制約を始めとする二次的な影響などもあり、我が国の経済に多大な影響を与えたからである。東日本大震災に着目して分析を行うことで、今後、東日本大震災と同等もしくはそれ以上の災害が発生した場合においても、適応できる政策を提言することが可能となる。

被説明変数には、都道府県別の完全失業率を採用した。説明変数には、震災が被災地の失業に影響を与えたかを明らかにするために東北被災地ダミー×2011 年ダミー、関東被災地ダミー×2011 年ダミーの 2 つの交差項を用いる。東北被災地と関東被災地を区別した理由としては、東北地域に比べ関東地域は震災の影響は一時的あるいは相対的に軽微であり、被害状況が大きく異なると考えられるためである。その他のコントロール変数として、有効求人倍率、大卒者就職比率、高卒者就職比率、雇用者報酬、女子比率、第 1 次産業額比率、第 2 次産業額比率、第 3 次産業額比率、年ダミーを用いる。分析に用いるデータは、震災前後を比較するために、2009 年から 2013 年の期間を用いた。また、東日本大震災が発生したのは 2011 年 3 月であるため、災害後の影響をより考慮できる、年度数値を用いることとする。被説明変数と説明変数は以下の通りである(表 5 参照)。

表 5 変数一覧

被説明変数		
完全失業比率	割合 (100%=1)	労働力調査(基本集計)都道府県別結果(モデル推計値) の完全失業率を採用
説明変数		
有効求人倍率	割合 (100%=1)	総務省統計局 社会生活統計指標・都道府県の指標・ の有効求人倍率を採用
大卒者就職比率	割合 (100%=1)	総務省統計局 社会生活統計指標・都道府県の指標・ の大学卒業者に占める就職者の割合を比率化
高卒者就職比率	割合 (100%=1)	総務省統計局 社会生活統計指標・都道府県の指標・ の高校卒業者に占める就職者の割合を比率化
雇用者報酬	割合 (100%=1)	内閣府 県民経済計算の1人当たりの雇用者報酬を対数化
女子比率	割合 (100%=1)	住民基本台帳の年齢別人口比率より筆者ら作成
第1次産業額比率	割合 (100%=1)	
第2次産業額比率	割合 (100%=1)	内閣府 県民経済計算の産業額をもとに筆者ら作成
第3次産業額比率	割合 (100%=1)	
東北被災地ダミー × 2011年ダミー	ダミー	災害救助法適用地域を、関東地方、東北地方の被災地で分類 2011年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震により適 用となった新潟・長野県は除く
関東被災地ダミー × 2011年ダミー	ダミー	

第2項 仮説

先述した通り、災害時の失業に関する先行研究の多くは失業率の推移のみで失業問題について論述している。また、東日本大震災においては、失業率が震災直後に急激に上昇し、その後徐々に低下したと述べられているが、それだけでは失業問題が改善しているとは言いがたい。やはり震災後 1 年を通して見ると、被災地の完全失業率は全国と比べて比較的高く、雇用の復興には程遠い状況にあると考えられる。このことから、被災地における失業率は 1 年間を通して上昇すると仮説を立てる。

第3項 分析結果

完全失業率の分析結果の解釈を行う。記述用統計量(表 6)と分析結果は以下の通りである(表 7)。

また、完全失業率の分析についてハウスマン検定を行ったところ、カイ二乗統計量は 5.63、p 値が 0.8968 であるため、変量効果モデルの結果を中心に解釈を進めていく。

表 6 記述統計量

変数	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
完全失業比率	235	0.0432	0.0088	0.0250	0.0750
有効求人倍率	235	0.595	0.218	0.210	1.330
大卒者就職比率	235	0.647	0.054	0.480	0.771
高卒者就職比率	235	0.200	0.0639	0.0560	0.327
雇用者報酬	235	8.349	0.0903	8.146	8.626
女子比率	235	0.517	0.0097	0.496	0.531
第1次産業額比率	235	0.0213	0.0195	0.00346	0.139
第2次産業額比率	235	0.0213	0.0224	0.00249	0.112
第3次産業額比率	235	0.0213	0.0347	0.00355	0.231
九州ダミー	235	0.170	0.377	0	1
北海道ダミー	235	0.0213	0.145	0	1
東北ダミー	235	0.128	0.334	0	1
関東ダミー	235	0.149	0.357	0	1
中部ダミー	235	0.191	0.394	0	1
近畿ダミー	235	0.149	0.357	0	1
中国ダミー	235	0.106	0.309	0	1
四国ダミー	235	0.085	0.280	0	1
東北被災地ダミー×2011年ダミー	235	0.0170	0.130	0	1
関東被災地ダミー×2011年ダミー	235	0.0170	0.130	0	1
関東被災地ダミー	235	0.0851	0.280	0	1
東北被災地ダミー	235	0.0851	0.280	0	1
2009年ダミー	235	0.2	0.401	0	1
2010年ダミー	235	0.2	0.401	0	1
2011年ダミー	235	0.2	0.401	0	1
2012年ダミー	235	0.2	0.401	0	1
2013年ダミー	235	0.2	0.401	0	1

表 7 分析結果

説明変数	OLS	完全失業率	
		FE	RE
有効求人倍率	-0.0146*** (-5.392)	-0.00738*** (-2.626)	-0.00803*** (-3.319)
大卒者就職比率	-0.00652 (-0.835)	0.00637 (0.518)	0.00161 (0.162)
高卒者就職比率	-0.0756*** (-8.139)	-0.0472 (-1.508)	-0.0715*** (-4.305)
雇用者報酬	-0.0264*** (-4.401)	-0.0211 (-1.522)	-0.0237** (-2.477)
女子比率	0.0225 (0.286)	0.13 (0.261)	-0.00393 (-0.0267)
第 1 次産業額比率	-0.0345 (-0.702)	0.109 (0.685)	0.00724 (0.0833)
第 2 次産業額比率	0.101** (2.476)	0.128 (1.091)	0.0795 (1.186)
第 3 次産業額比率	-0.000582 (-0.0226)	-0.0112 (-0.0288)	0.00555 (0.125)
東北被災地ダミー×2011年ダミー	0.00374 (1.464)	0.00419*** (2.774)	0.00415*** (2.844)
関東被災地ダミー×2011年ダミー	0.000749 (0.295)	0.000896 (0.623)	0.000816 (0.575)
定数項	0.276*** (4.393)	0.153 (0.551)	0.254** (2.291)
観測数	235	235	235
決定係数	0.784	0.818	0.8153

注)それぞれ ***:1%, **:5%, *:10%水準で有意 ()内は t 値を表す
地域ダミーと年ダミーは省略している

まず、変量効果分析の結果の解釈を行う。有意な結果を得た変数は、東北被災地ダミー×2011 年ダミーの交差項、有効求人倍率、高卒者就職比率、雇用者報酬である。東北被災地ダミー×2011 年ダミーの交差項が正に有意であることから、東北被災地は、震災によって完全失業率が上昇することが確認できた。また固定効果分析でも、東北被災地×2011 年ダミーの交差項は正に有意という結果となり、両分析において東北被災地では、震災によって完全失業率が上昇するという結果が得られた。また、関東被災地×2011 年ダミーの交差項は、変量効果分析と固定効果分析の両分析で非有意となった。この結果から、関東被災地においては、失業が震災の影響をうけるとはいえないという結果が得られた。被災地において、震災後 1 年を通して完全失業率が上昇するという仮説は、東北被災地においては支持され、関東被災地では支持されなかった。この結果の解釈として、関東被災地が東

北被災地に比べ震災による被害が相対的に軽微であり、年単位で見ると、失業に対する影響が少なかったと考察する。また、災害による失業率への影響は、直接的な被害を受けた地域のみにもみられたことから、直接的被害を受けた地域に焦点をあてた支援を行うことが重要であると考察できる。

第3節 分析Ⅱ・Ⅲ

第1項 使用データの説明

本分析で用いるデータは、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが毎年1月に行っている「日本家計パネル調査」(以下、JHPS)と「慶應義塾家計パネル調査」(以下、KHPS)の2つのパネル調査と、この2つの調査の対象者向けに、震災後の6月(第1回調査)と9月(第2回調査)に実施された「東日本大震災特別調査」(以下、震災特別調査)である。本分析では、2011年のJHPS、KHPSのデータと震災特別調査の第1回調査、第2回調査を使用した。震災特別調査はJHPSとKHPSの対象者のみへ質問票送付により調査が行われたため、回答率が大幅に低下した。そのため、回答率低下による推計結果のバイアスが心配される。しかし、樋口他(2013)では、被災地において若年層ほど回答率が低下するといった傾向以外は特に有意な差は見られず、年齢以外の個人属性においては構成比の歪みはないと判断できると述べている。そのため本分析では、JHPS2011、KHPS2011とGEES第1回、第2回の4つの調査データを用いて分析を行う。JHPSとKHPSでは回答者の対象年齢が異なるため、本分析では、分析の対象年齢を69歳以下としている。JHPSとKHPSでサンプル抽出条件が若干異なるという点には留意が必要であるため、推計ではJHPSダミーを作成し、その影響をコントロールする。また分析Ⅰの結果より、関東被災地については、震災が失業に影響を与えないといえないという結果が得られたため、本分析では関東被災地を被災地として考慮していない。

第2項 分析の枠組みと仮説

2-1 分析Ⅱ

分析Ⅱでは、災害時に、被災地の人々が雇用に対して不安を抱いているかどうかを明らかにすることを目的とする。そこで本分析では、個人の考えや属性を考慮することができる個票データを用い、雇用への不安を表す変数を被説明変数として分析を行う。また、本分析では、被災地の人々が不安を抱いているかどうかを見るだけでなく、その不安がどの時期に表れるのかを明らかにする。今回使用するデータが3か月ごとのデータであるからこそ可能となる分析である。

分析で用いる被説明変数は、震災特別調査の設問である「地震の影響で職を失ったり、所得が減ったりすることに対してどの程度、恐怖心や不安を感じたか」という質問項目から作成した変数である。この変数は、雇用への不安度を0から100までの数字で表した連続変数である⁵。また、災害時に被災地の人々が、雇用に対して不安を抱いているどうかを明らかにするため、主要説明変数として東北被災地ダミーを採用した。その他の変数は、個人属性を考慮するためのコントロール変数である。分析に使用した変数の定義は表7の

⁵ 100に近づくほど雇用への不安が増すという連続変数である。

通りである。

分析Ⅰより、被災地では災害の影響で失業率が上昇するという結果が得られた。被災地では雇用情勢が悪化しているため、人々の雇用に対する不安が大きいと考察することができる。そのため本分析では、災害時に被災地の人々は雇用への不安を抱いているという仮説を立てる。また、本分析では、最小二乗法を用いた重回帰分析を行った。

2-2 分析Ⅲ

分析Ⅲでは、災害時に被災地の人々がどのような支援を求めているかを明らかにすることを目的とする。そこで、分析Ⅱと同様に個票データを用い、雇用支援の中でも大きな柱である所得保障、就労支援がそれぞれ被災地で必要とされているかを分析する。

分析で用いる被説明変数は、所得補償ダミーと就労支援ダミーである。これらの変数は、震災特別調査の設問である、「政府支援の必要性について、どのような支援を優先すべきか」という質問から、政府の支援で最も優先すべき支援が所得補償または就労支援であると回答した場合を 1、それ以外の支援を回答した場合を 0 とし、それぞれダミー変数を作成した。また、被災地の人々がどのような雇用支援を必要としているのかを明らかにするため、主要説明変数として東北被災地ダミーを採用した。その他の変数は、個人属性を考慮するためのコントロール変数である。分析に使用した変数は表 8 の通りである。

災害時には、雇用だけではなく住居への被害や被災者の心身の負担など、人々に様々な悪影響を及ぼす。また被災後は、住居や食料の確保など生活の基盤を整えることを優先し、すぐに働くことが難しい場合が多いため、金銭面での支援が重要であると考察する。そこで本分析では、被災地では、就労支援よりも所得補償の方が必要とされると仮説を立てる。

また、分析Ⅲでは、被説明変数がダミー変数であるため、ダミー変数を回帰モデルで判定する手法である二項ロジスティック回帰分析を採用する。

表 8 変数一覧

		被説明変数
6月雇用不安		災害の影響で職を失ったり、所得が減ったりすることに対しての不安を数値化し、6月と9月それぞれで連続変数を作成
9月雇用不安		
所得補償ダミー		
就労支援ダミー		
説明変数		
被災地ダミー		地震発生時の居場所についての質問に対して青森県・宮城県・岩手県・福島県と回答した回答者を1、そうでない場合を0とする変数
男性ダミー		男性を1、女性を0とする変数
JHPSダミー		JHPSの対象者を1、そうでない場合を0とする変数
有配偶ダミー		有配偶者を1、そうでない場合を0とする変数
雇用保険加入有無ダミー		雇用保険加入者を1、そうでない場合を0とする変数
学歴ダミー	中卒	該当する学歴を1、そうでない場合を0とする変数
	高卒	
	短大・高専・専門学校卒	
	大卒	
年齢ダミー	20代	該当する年代を1、そうでない場合を0とする変数
	30代	
	40代	
	50代	
	60代	
職種ダミー	農林漁業作業者	該当する職種を1、そうでない場合を0とする変数
	販売事業者	
	サービス業	
	管理的職種	
	事務従事者	
	運輸・通信従事者	
	製造・建築などの作業者	
	情報処理技術者	
	専門的・技術的職業従事者	
	保安職業従事者	
	その他	
従業員規模ダミー	総従業員(1~4)	該当する従業員規模を1、そうでない場合を0とする変数
	総従業員(5~29)	
	総従業員(30~99)	
	総従業員(100~499)	
	総従業員(500~)	
	総従業員(官公庁)	
就業形態ダミー	自営業主	該当する就業形態を1、それ以外を0とする変数
	自由業者	
	家族従業者	
	在宅就労・内勤	
	勤め人	
	委任労働・請負	

第3項 分析結果

3-1 分析Ⅱ

分析Ⅱの結果の解釈を行う。分析Ⅱと分析Ⅲの記述統計量(表 9)と分析Ⅱの結果は以下の通りである(表 10 参照)。

表 9 記述統計量

変数	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
就労支援ダミー(6月)	4,173	0.0870	0.282	0	1
所得補償ダミー(6月)	4,173	0.121	0.326	0	1
就労支援ダミー(9月)	3,538	0.0936	0.291	0	1
所得補償ダミー(9月)	3,538	0.118	0.323	0	1
6月雇用不安	4,069	57.171	32.036	0	100
9月雇用不安	3,521	67.952	27.395	0	100
男性ダミー	6,190	0.484	0.500	0	1
被災地ダミー	4,195	0.0308	0.173	0	1
JHPSダミー	10,486	0.384	0.486	0	1
有配偶者ダミー	6,190	0.757	0.429	0	1
雇用保険加入有無ダミー	6,082	0.425	0.494	0	1
中卒ダミー	8,904	0.110	0.313	0	1
高卒ダミー	8,904	0.494	0.500	0	1
大卒ダミー	8,904	0.241	0.428	0	1
大学院卒ダミー	8,904	0.018	0.131	0	1
短大・高専卒ダミー	8,904	0.137	0.344	0	1
20代ダミー	3,527	0.0584	0.235	0	1
30代ダミー	3,527	0.167	0.373	0	1
40代ダミー	3,527	0.233	0.423	0	1
50代ダミー	3,527	0.233	0.423	0	1
60代ダミー	3,527	0.308	0.462	0	1
農林漁業	4,301	0.0305	0.172	0	1
販売従事者	4,301	0.147	0.354	0	1
サービス職	4,301	0.163	0.369	0	1
管理的職種	4,301	0.0505	0.219	0	1
事務従事者	4,301	0.165	0.371	0	1
運輸・通信従事者	4,301	0.0432	0.203	0	1
製造建築運輸など	4,301	0.177	0.381	0	1
情報処理技術者	4,301	0.0198	0.139	0	1
専門的・技術的職業	4,301	0.172	0.378	0	1
保安職業~者	4,301	0.0140	0.117	0	1
その他仕事内容	4,301	0.0177	0.132	0	1
従業員規模(1~4)	4,265	0.222	0.416	0	1
従業員規模(5~29)	4,265	0.196	0.397	0	1
従業員規模(30~99)	4,265	0.142	0.349	0	1
従業員規模(100~499)	4,265	0.170	0.375	0	1
従業員規模(500~)	4,265	0.214	0.410	0	1
従業員規模(官公庁)	4,265	0.0567	0.231	0	1
自営業主	4,333	0.129	0.336	0	1
自由業者	4,333	0.0162	0.126	0	1
家族従事者	4,333	0.0545	0.227	0	1
在宅就労・内職	4,333	0.00739	0.086	0	1
勤め人	4,333	0.754	0.431	0	1
委託労働・請負	4,333	0.0388	0.193	0	1

表 10 分析結果

変数	6月雇用不安	9月雇用不安
被災地ダミー	8.340** (2.117)	3.351 (0.888)
男性ダミー	-4.046** (-2.491)	-5.145*** (-3.366)
JHPSダミー	1.858 (1.387)	0.553 (0.439)
有配偶者ダミー	3.778** (2.162)	5.322*** (3.149)
雇用保険加入有無ダミー	2.685 (1.567)	2.814* (1.737)
中卒ダミー	4.195 (0.762)	15.25*** (2.839)
高卒ダミー	5.111 (1.132)	7.889* (1.722)
大卒ダミー	-1.973 (-0.449)	2.407 (0.536)
大学院卒ダミー	-	-
短大・高専卒ダミー	3.716 (0.798)	6.714 (1.427)
20代ダミー	-	-
30代ダミー	1.453 (0.458)	-2.829 (-0.909)
40代ダミー	3.288 (1.049)	-0.645 (-0.211)
50代ダミー	2.108 (0.666)	0.762 (0.249)
60代ダミー	2.290 (0.703)	0.115 (0.0365)
農林漁業	-6.730 (-0.953)	20.33*** (3.074)
販売従事者	-6.689 (-1.234)	16.96*** (3.284)
サービス職	-6.006 (-1.103)	13.82*** (2.670)
管理的職種	-16.10*** (-2.729)	10.98* (1.932)
事務従事者	-8.829 (-1.640)	10.04* (1.949)
運輸・通信従事者	-3.225 (-0.532)	16.80*** (2.922)
製造建築運輸など	-7.725 (-1.432)	13.08** (2.539)
情報処理技術者	-9.137 (-1.281)	1.225 (0.181)
専門的・技術的職業	-6.671 (-1.241)	10.58** (2.057)
保安職業従事者	-18.71** (-2.516)	12.16* (1.766)
その他仕事内容	-	-

注)それぞれ ***:1%, **:5%, *:10%水準で有意 ()内は t 値を表す

従業員規模(1~4)	-	0.157 (0.044)
従業員規模(5~29)	0.705 (0.261)	-0.819 (-0.269)
従業員規模(30~99)	3.857 (1.234)	-1.296 (-0.410)
従業員規模(100~499)	0.390 (0.129)	-2.607 (-0.841)
従業員規模(500~)	-3.829 (-1.284)	-3.414 (-1.130)
従業員規模(官公庁)	-2.231 (-0.590)	-
自営業主	6.079 (1.045)	-1.733 (-0.328)
自由業者	-	-
家族従事者	12.05* (1.914)	1.302 (0.225)
在宅就労・内職	19.99** (1.988)	15.230 (1.580)
勤め人	5.085 (0.874)	-0.032 (-0.00606)
委託労働・請負	1.059 (0.161)	5.675 (0.941)
定数項	50.28*** (5.606)	45.19*** (4.915)
観測数	2294	1941
決定係数	0.0490	0.0630

注)それぞれ ***:1%, **:5%, *:10%水準で有意 ()内は t 値を表す

6 月雇用不安の分析結果を見ると、有意な結果を得た変数は、被災地ダミー、男性ダミー、有配偶者ダミー、職種ダミーである。6 月雇用不安に対し、被災地ダミーが正に有意であることから、被災した地域の人々は被災していない地域の人々に比べ、6 月時点の雇用への不安が大きいことがわかる。被災したことによって職場自体がなくなったり、経営不振に陥ったりするケースが多いためこのような結果が得られたと考察する。また、個人属性や職種などが雇用不安に影響を与えていることがわかる。

次に、9 月雇用不安の分析結果を見ると、有意な結果を得た変数は、男性ダミー、有配偶者ダミー、雇用保険加入ダミー、中卒ダミー、大卒ダミー、情報処理技術者ダミー以外の職種ダミーである。被災地ダミーについては、6 月時点では有意な結果を得たが、9 月時点では非有意な結果となっている。また、6 月と同様、個人属性や職種などが雇用不安に影響を与えていることがわかる。このことから、被災地の人々は震災後、早い段階で雇用への不安を抱いていると考えられる。

以上の分析結果より、第 1 回特別調査の 6 月時点では、被災した人々は雇用に対して不安を抱いていることが明らかとなった。しかし、第 2 回震災特別調査の 9 月時点では、被災した人々は、雇用への不安を感じているとはいえないという結果となった。災害時には被災地の人ほど雇用への不安を感じているという仮説は、6 月時点では支持されたが、9 月

時点では支持されなかった。上記にも述べた通り、被災地の人々は震災後、早い段階で雇用への不安を抱いていると考えられる。災害時には、被災の人々の雇用への不安を迅速に軽減する政策が有効であると考察できる。

次に、分析Ⅲの結果の解釈を行う。分析Ⅲの結果は以下の通りである(表 11 参照)。

表 11 分析結果

変数	所得補償ダミー（6月）	所得補償ダミー（9月）	就労支援ダミー（6月）	就労支援ダミー（9月）
被災地ダミー	0.0132 (0.345)	0.0277 (0.668)	0.579** (2.199)	-0.0167 (-0.371)
男性ダミー	-0.0106 (-0.635)	0.0106 (0.591)	-0.162 (-1.198)	-0.0212 (-1.290)
JHPSダミー	0.0106 (0.777)	0.00995 (0.664)	0.294** (2.547)	-0.00701 (-0.520)
有配偶者ダミー	0.0195 (1.051)	-0.0248 (-1.303)	-0.345** (-2.496)	0.00952 (0.513)
雇用保険加入有無ダミー	-0.00997 (-0.576)	0.00822 (0.423)	0.0206 (1.359)	-0.00384 (-0.222)
中卒ダミー	0.0487 (1.384)	-0.0021 (-0.0554)	0.00886 (0.287)	-0.0159 (-0.386)
高卒ダミー	0.00814 (0.389)	-0.0196 (-0.913)	0.00363 (0.206)	-0.0199 (-0.996)
大卒ダミー	0.015 (0.665)	-0.0714*** (-2.928)	0.000037 (0.00195)	0.0206 (1.014)
大学院卒ダミー	0.0099 (0.195)	-0.0208 (-0.402)	0.017 (0.433)	0.0109 (0.24)
短大・高専卒ダミー	-	-	-	-
20代ダミー	0.0132 (0.372)	-0.782* (-1.889)	0.156 (0.632)	0.0442 (1.348)
30代ダミー	0.0176 (0.726)	-0.0012 (-0.0484)	-0.00588 (-0.295)	0.025 (1.036)
40代ダミー	0.0282 (1.353)	-0.0343 (-1.521)	-0.00414 (-0.0237)	0.0398* (1.911)
50代ダミー	0.398** (2.006)	0.00655 (0.316)	-0.000375 (-0.0223)	0.0262 (1.275)
60代ダミー	-	-	-	-
農林漁業	0.115 (1.492)	-0.0254 (-0.274)	0.000572 (0.0105)	-0.0712 (-0.897)
販売従事者	0.0758 (1.15)	0.0356 (0.524)	-0.0247 (-0.578)	-0.0339 (-0.680)
サービス職	0.053 (0.799)	0.014 (0.206)	-0.0312 (-0.725)	-0.0741 (-1.438)
管理的職種	0.0681 (0.974)	-0.0142 (-0.189)	-0.0361 (-0.735)	-0.00428 (-0.0791)
事務従事者	0.0617 (0.937)	0.0205 (0.303)	-0.0303 (-0.714)	-0.0438 (-0.883)
運輸・通信従事者	0.0424 (0.585)	0.0319 (0.437)	-0.0362 (-0.728)	-0.058 (-0.973)
製造建築運輸など	0.045 (0.681)	0.00497 (0.0731)	0.00331 (0.0787)	-0.0365 (-0.728)
情報処理技術者	0.0317 (0.372)	0.07 (0.855)	-0.0425 (-0.700)	-0.102 (-1.303)
専門的・技術的職業	0.0295 (0.444)	0.0323 (0.478)	-0.0399 (-0.936)	-0.0198 (-0.405)
保安職業従事者	0.042 (0.493)	0.0267 (0.32)	-0.55 (-0.818)	-0.0294 (-0.417)
その他仕事内容	-	-	-	-
従業員規模(1~4)	-0.00899 (-0.229)	-0.127 (-0.288)	-0.0192 (-0.583)	0.0195 (0.504)
従業員規模(5~29)	0.0152 (0.461)	-0.00592 (-0.160)	-0.506* (-1.742)	0.00681 (0.209)
従業員規模(30~99)	0.0383 (1.141)	0.000574 (0.0151)	0.0133 (0.484)	0.0454 (1.399)
従業員規模(100~499)	-0.0151 (-0.441)	0.0109 (0.292)	-0.0225 (-0.800)	0.0143 (0.437)
従業員規模(500~)	-0.000119 (-0.00359)	0.0182 (0.504)	-0.0106 (-0.391)	0.0151 (0.47)
従業員規模(官公庁)	-	-	-	-
自営業主	-0.0435 (-1.022)	0.00596 (0.111)	0.0156 (0.42)	-0.00056 (-0.0110)
自由業者	-0.178 (-1.591)	0.0799 (1.135)	0.0293 (0.523)	0.0268 (0.421)
家族従事者	-0.0559 (-1.169)	-0.0268 (-0.429)	-0.0217 (-0.494)	0.0651 (1.265)
在宅就労・内職	-0.1 (-0.881)	0.0791 (0.0662)	0.0619 (0.952)	0.026 (0.263)
勤め人	-0.0398 (-1.140)	0.0239 (0.533)	-0.0126 (-0.395)	0.0298 (0.705)
委託労働・請負	-	-	-	-
定数項	-2.580*** (-3.544)	-1.982** (-2.540)	-1.733** (-2.342)	-2.498*** (-3.161)
観測数	2,312	1,936	2,312	1,936
決定係数	0.0161	0.0205	0.0338	0.0284

注)それぞれ ***:1%, **:5%, *:10%水準で有意 ()内は t 値を表す

3-2 分析Ⅲ

6月の所得補償の分析結果を見ると、有意な結果を得た変数は、50代ダミーである。また、被災地ダミーは非有意な結果となっている。このことから、災害時の被災地の人々は所得支援を必要としているとはいえないことが明らかとなった。また、9月の所得補償の分析結果を見ると、6月と同様に、被災地ダミーは非有意な結果となり、9月においても被災地の人々は所得補償を必要としていないことが明らかとなった。

次に、6月の就労支援の分析結果を見ると、有意な結果を得た変数は、被災地ダミー、JHPSダミー、有配偶者ダミー、従業員規模ダミーである。被災地ダミーは正に有意であり、被災した地域の人々は被災していない地域の人々に比べて、就労支援を必要としていることが明らかとなった。この結果から、被災地では震災から三か月という早い段階で就労支援を求めていると考察できる。JHPSダミーは正に有意となっている。この結果からは、就労支援を必要としている人々がJHPSの回答者に集中していることが考えられる。また、9月の所得補償の分析結果は、大卒ダミーと20代ダミーが負に有意という結果が得られたが、被災地ダミーは非有意な結果となった。このことから、9月時点で被災地の人々は就労支援を必要としていないことが明らかとなった。

以上のことから、被災地の人々が就労支援よりも所得補償を求めているという仮説は支持されなかった。また、6月時点で就労支援を必要としているという結果が得られたため、早い段階で就労支援が必要であることが考察できる。

第4節 分析のまとめ

分析Ⅰでは、東北被災地は震災によって完全失業率が上昇するということが明らかとなった。しかし、関東被災地では同様の結果が得られなかった。この結果からは、関東被災地が東北被災地に比べて震災による被害が相対的に軽微であり、年単位で見ると失業に対する影響が少なかったと考察する。

分析Ⅱでは、被災地の人々は、震災3か月後の6月時点で雇用への不安を抱いていることが明らかとなった。この結果から、被災地の人々は震災後、早い段階で雇用に対する不安を抱いていることがわかる。そのため災害時には、被災地の人々の雇用に対する不安を早い段階で軽減する政策が有効であると考察する。

分析Ⅲでは、被災地の人々は、震災3か月後の6月時点で就労支援を必要としているという結果が得られた。そのため被災地では、早い段階で就労支援体制を整える必要がある。一方で所得支援は非有意という結果となり、被災地の人々が就労支援よりも所得補償を求めているという仮説は支持されなかった。

第5節 熊本県庁へのヒアリング調査

本章では、災害が失業に影響を与えるのかを確認した上で、被災地の人々が雇用に対して不安を抱いているのか、どのような支援を必要としているのかを個票データを用いて分析を行ってきた。しかし、統計データや個票データのみでは、実際の被災地で求められるニーズや声を拾うことは難しい。また、災害が起こった際に、実際に被災地ではどのような対策が求められているのかを知る必要がある。

そこで、令和2年10月21日、熊本県労働雇用創生課の方へのヒアリング調査を行った。熊本県は、熊本地震や新型コロナウイルス感染症下での令和2年7月豪雨を経験し、災害時における様々な雇用対策に取り組まれている。そこで今回のヒアリング調査では、主に新型コロナウイルス感染症と、令和2年7月豪雨における雇用対策についてお話を伺った。

熊本県庁によると、新型コロナウイルス感染症における雇用対策で活用された雇用調整助成金は、「提出書類が多すぎる」「助成金額や助成率が低い」「支給までに2ヶ月ほど時間がかかる」という意見が非常に多かったという。このような意見は全国的にも多く挙げられており、現在雇用調整助成金は、特例措置により大幅な簡素化がなされている。また、雇用調整助成金の活用を促進するため、社会保険労務士の派遣事業を熊本地震の際から行っているとのことだった。さらに、今後の雇用の維持において、熊本県庁は「雇用の長期的な維持が重要である」と考えている。現在、県が行っている雇用維持の取り組みには、雇用調整助成金を受けた企業に対し、雇用維持奨励金を一律10万円で支給するといったものがある。この奨励金によって雇用調整助成金の活用を促し、雇用の維持を図っている。また、令和2年7月豪雨における人吉球磨地方の復旧復興を進めるにあたって、実際に求められている支援は、新たに雇用を創出してほしいという要望よりも、雇用調整助成金の助成率の引上げや条件の緩和をして欲しいといった要望が多いとのことだった。

表 12 ヒアリング調査

①雇用調整助成金に関して
・助成金額の増額 ・手続きの簡素化
②緊急雇用創出基金事業に関して
・離職者が増加した際に有効 ・県の政策として、短期間の臨時職員の採用
③雇用維持に関して
・雇用調整助成金の活用の促進 ・雇用維持奨励金
④災害時や緊急時に取り掛かった政策
・雇用調整助成金の特例措置の実施 ・社会保険労務士の派遣事業 ・雇用調整助成金に関するセミナー
⑤災害時や感染症の対策として求められているもの
・制度の拡充 ・助成率の引き上げ ・助成期間の延長 ・受給条件の緩和
⑥令和2年7月豪雨の支援において、住民が優先しているもの
・生活の再建

出典：筆者ら作成

第4章 政策提言

分析Ⅰにおいて、東北被災地では災害によって失業率が上昇していることが明らかとなった。また分析ⅡとⅢから、被災地の人々は震災後、早い段階で雇用への不安を抱いており、就労支援を必要としていることがわかった。

さらに、熊本県庁へのヒアリング調査から、災害時には通常時よりも迅速な対応や、助成金申請手続きの簡素化などが求められることも明らかとなった。分析Ⅲの結果では非有意となった所得補償が、実際の災害時における雇用対策として有効であることも判明した。これらの結果を踏まえ、2つの政策提言を行う。

1つ目の政策は、被災地の人々の雇用に対する不安を迅速に解消するための「災害対策型雇用シェアリング」である。この政策を行うことで、被災地の人々の雇用への不安を解消できる安定的な就労支援が可能となる。2つ目の政策は、災害時に迅速な支援を可能とするための「災害助成金パッケージ」である。この政策では、災害時に支給される助成金の手続きの簡素化や、災害時に求められる迅速な対応が可能となる。

第1節 災害対策型雇用シェアリング

第1項 政策内容

分析Ⅱでは、被災地の人々は、震災3か月後の6月に雇用に対して大きな不安を抱えていることが確認された。この結果から、被災地の人々は災害発生から少なくとも3か月後の時点で雇用に対する不安を抱えていることがわかる。そのため、この期間内で迅速に何らかの雇用支援策を行う必要がある。

そこで、被災地の人々の雇用に対する不安を軽減する政策として「災害対策型雇用シェアリング制度」を提言する。この政策は、災害の事前対策として、雇用シェアリング体制を平常時に構築しておくというものである。雇用シェアリングとは、一般的に在籍型出向とも呼ばれる。出向とは、出向元と何らかの関係を保ちながら、出向先との間において新たな雇用関係に基づき、相当期間継続的に勤務する形態のことである。この出向制度の1つに、在籍型出向という制度が存在する。在籍型出向は、平常時によく行われている制度であり、出向元との雇用契約を結んだまま、さらに出向先とも雇用契約を結んでおくという制度である。社内では学べない技術を出向先で習得する、または出向先に技術のレクチャーをするという目的で行われているケースが多い。本来、在籍型出向はこのような目的によって行われているが、本稿で提言する「災害対策型雇用シェアリング制度」は、災害が発生した際に働く場を事前に確保しておくことを目的とする。具体的には、平常時から、在籍型出向を提携企業間で定期的かつ継続的に行うことを目的としている。

具体的な災害対策型雇用シェアリングの概要を以下に説明する。まず、国が各都道府県に、災害対策型雇用シェアリング制度の運営や管理を委託する。その後、各都道府県が企業を募集し、集まった企業の中でそれぞれの提携先を決定する。また、提携先が決定した企業を災害対策型雇用シェアリング実施企業として認定する。実際に提携企業間で在籍出向が行われた際には、受け入れた企業に対して、その出向社員の給与の3分の1を助成金として支給する。また、在籍出向を行う回数は、1年間に4回とする。この制度では、各企業間の提携先を災害規模別でLevel1、Level2、Level3の3つに分類し、複数企業との連携を行う。Level1は、県内の一部が被災し、同一県内のその他の市町村が被災をしていな

い場合を想定し、県内企業同士で提携を行う。また、Level2 は、県内の全域が被災する場合を想定し、近隣の都道府県同士で提携を行う。さらに、Level3 は東日本大震災のように近隣都道府県も被災する場合を想定し、全国の企業同士で提携を行う。

次に、災害対策型雇用シェアリング制度が被災地の人々の雇用への不安を軽減する政策として有効である理由を説明する。例えば、災害が発生し、仕事を続けることが困難な状況に陥ったとする。しかし事前に災害対策型雇用シェアリングを企業間で提携しておけば、平常時から、災害が発生した際に働く場の確保や保証をしておくことが可能となる。このような体制を構築しておくことで、災害時の人々の雇用に対する不安を少なからず軽減できると考える。そのため、災害時に人々の雇用に対する不安の軽減ができる制度として、本政策を提言する。

一概に制度を進めるといっても、企業に制度を導入してもらうためのインセンティブが必要不可欠である。インセンティブの 1 つとして、上記で述べた通り、受け入れた企業に対して、その出向社員の給与の 3 分の 1 を助成することが挙げられる。その他のインセンティブとしては、提携が認定された企業には、「災害対策型雇用シェアリング認定」を行うことで、企業のイメージアップや社員の意識向上などもはかれる。

以上のような提言を行ったが、実際に 2020 年 10 月に、事業継続力強化計画の認定制度が制定された。この制度は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業省大臣が認定する制度である。計画に記載する項目は、ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法や、人員確保・資金繰りなど、内容は多岐にわたるものである。このように事業継続力強化計画には、直接的な防災に関する項目をはじめ、雇用対策に関する項目など、様々な内容が含まれている。事業継続力強化計画やその認定制度も、災害前から備えをしておくという面で、災害時の雇用問題を解決する施策の一つであると言える。しかし上記でも述べた通り、記載項目が多いため、計画の作成や認定が難しいことが考えられる。また、雇用対策に関する項目の重要性が薄れてしまう。そのため、認定制度を雇用対策の項目のみに絞り、災害対策型雇用シェアリング認定を策定することが、災害時の雇用への対策として重要であるといえる。政府も類似した内容を検討している政策であるため、本政策の実現可能性は高いといえる。

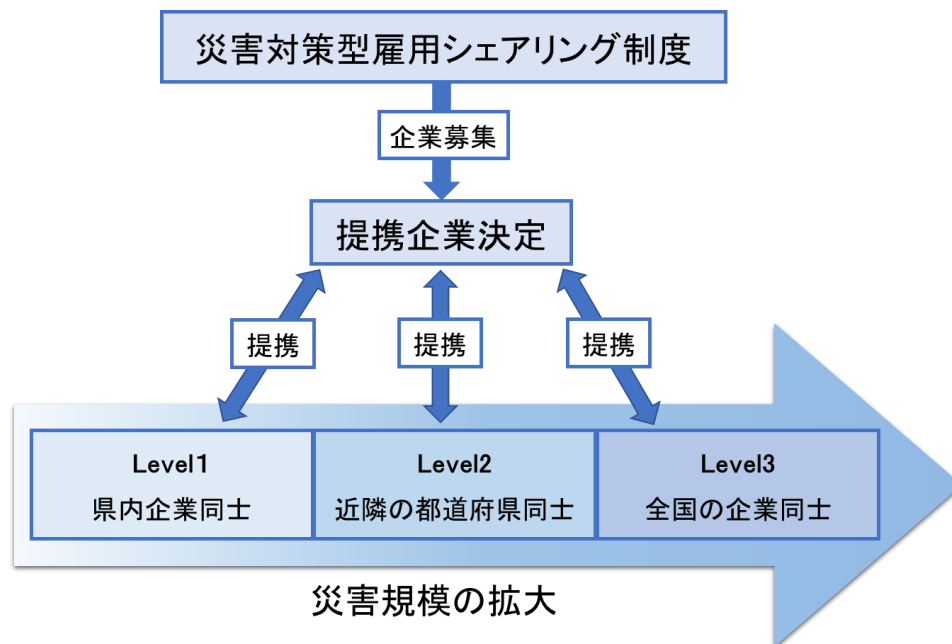


図2 政策の概要図1
出典：筆者ら作成

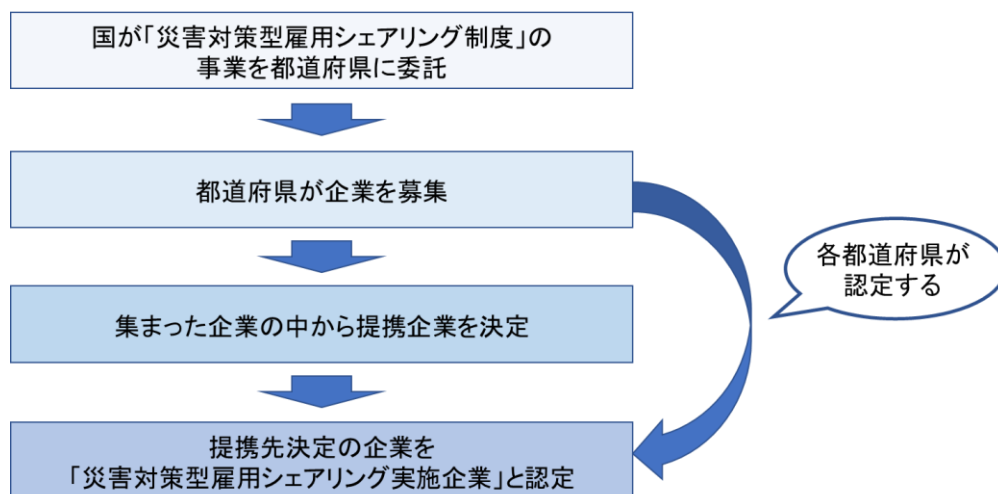


図3 政策の概要図2
出典：筆者ら作成

また、災害対策型雇用シェアリングで対象とならなかった人々を支援するために、災害が起こった際には既存の制度である再就職支援プログラムも行う。再就職支援プログラムとは、失業者等を雇用し、就業に必要な研修(OFF-JT)を実施後、人材不足分野の企業に派遣し知識・技術を習得(OJT)、そして企業への就職を促進するというものである。OJTとは「職場内訓練」のことであり、現場で実際に仕事を進めながら、上司が必要な知識やスキルを部下に教え、身につけさせるものである。たとえば新入社員研修の場合、新入社員一人ひとりがOJTを通してさまざまな職務を体験することによって、平均的に質の高い人材を育成し、社内のコミュニケーションを高める効果も期待できる。通常、教育訓練に関する計画書を作成するなど、教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて継続的に実施している。一方、OFF-JTは「職場外研修」のことであり、職場を離れて社内の担当部署が考案したメニューや外部の研修機関が作成したプログラムを受講し、必要な知識やスキルの習得を図るというものである。

再就職支援プログラムの概要を説明する(図4参照)。まず、都道府県が委託業者と委託契約を結ぶ。契約を結んだ際に、都道府県は委託業者に対し委託料を支払う。また、委託業者と派遣先企業との間で派遣契約を結び、委託業者と失業者・離職者間では雇用契約を結ぶ。派遣先企業と、失業者・離職者間で、派遣先企業から失業者・離職者に対して業務の支持(OFF-JT及びOJT)を行い、それに応じて失業者・離職者が派遣先企業へ労務の提供を行う。

多くの企業が雇用の維持・確保に取り組む中においても、解雇・雇用止め等が発生している。離職を余儀なくされた方の再就職を促進するため、人材不足分野への就業機会の創出・提供に取り組み、雇用への影響を最小化していく再就職支援プログラムは必要な政策であると考えられる。

本項では、被災地の人々の雇用に対する不安を解消する政策として「災害対策型雇用シェアリング制度」を提案した。同時に、制度を企業に導入してもらうためのインセンティブを高める手段として、認定制度と出向社員の給与補償を提案した。次項では、この制度の実現可能性について詳しく述べる。

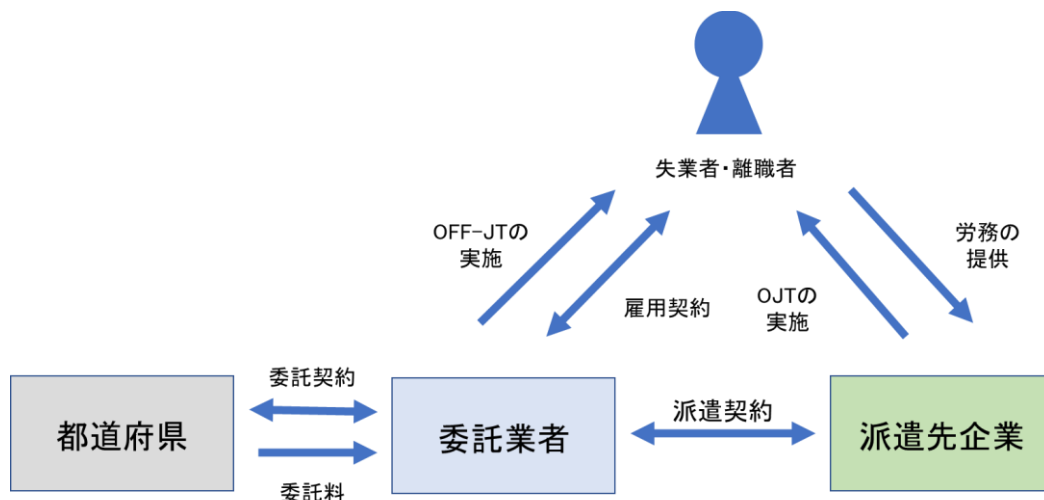


図4 再就職支援プログラム

出典：熊本県再就職支援プログラムより筆者ら作成

第2項 実現可能性

はじめに、本政策の費用を推定していく。本政策は、企業認定制度を活用した政策であるため、既存の企業認定制度であるくるみん認定⁶を参考に予算を推定する。くるみん認定は、平成19年から開始され、令和2年9月時点で3441社が認定企業となった。これは、1年間で約245社が認定を受けたと推計することができ、本政策でも1年間で245社の企業が認定を受けると仮定する。また本政策においては、災害規模別に提携企業数を決定する。Level1では3社、Level2では2社、Level3では1社、合計6社とし、出向元の企業から1企業当たり1名を出向させるとする。

3カ月ごとに出向を行うと仮定すると、1年間で4回の出向が行われることとなる。また、6社への出向を行うため、1年間で出向する人数は、

$$12(\text{ヶ月}) \div 3(\text{ヶ月}) \times 6(\text{社}) = 24(\text{人})$$

となり、1企業当たり24人となる。また、出向期間を1ヶ月と仮定する。日本人の平均月給⁷は、約37万円であるため、出向する人々の月給は37万円と仮定する。これらのことから、出向する際の1年間の費用を推定することができる。推定式は下記の式である。

$$37(\text{万円}) \times 24(\text{人}) \times 245(\text{社}) \approx 22(\text{億円})$$

本提言では、出向にかかる費用の1/3を助成する。その助成する金額を推定すると、

$$22(\text{億円}) \times \frac{1}{3} \approx 7.25(\text{億円})$$

となり、約7.25億円を災害対策型雇用シェアリングの予算として推定できる。

また、「災害対策型雇用シェアリング認定」を行う際に、重要となってくるのが助成金を設けるための財源をどこから確保するかという問題である。本政策では、労働移動支援助成金の廃止を行い、財源を確保することを提案する。労働移動支援助成金とは、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対して、早期雇用や、再就職支援を行った事業主に助成金を給付する制度である。この制度は、厚生労働省によると、事業執行率が80%未満であり、目標が未達成であるため、事業の廃止または見直しが必要であるという評価がなされている。労働移動支援助成金は、現段階においては有効性のある政策であるとはいえないため、災害対策型雇用シェアリングに財源を活用することは妥当である。そのため、この制度を廃止し、本政策を採用することは可能であると言える。

令和2年度の労働移動支援助成金の予算は約14億円であるため、災害対策型雇用シェアリング推定予算である7.25億円は十分賄うことができる。

したがって、本稿で提言する災害型雇用シェアリングの実現可能性は高いと言える。

また、再就職支援プログラムに関しては、新型コロナウイルス感染症の雇用対策として既に熊本県で行われている政策であるため、実現可能性は高いと言える。

⁶ 仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業に対し、厚生労働大臣が認定している制度

⁷ 民間給与実態統計調査より算出

第2節 特例措置のパッケージ化

第1項 政策内容

現状分析でも述べた通り、日本は世界有数の災害大国である。今回ヒアリング調査を行った熊本県は、2016年に震度7という大規模な地震に見舞われた地域であり、新型コロナウイルス感染症下において令和2年7月豪雨を経験した県でもある。災害時の雇用対策の実施経験がある熊本県庁からのヒアリングによって、災害時には雇用調整助成金などの助成金が必要であることが判明した。令和2年7月豪雨の支援においても、助成率の引き上げや助成金の条件の緩和など、就労支援に関連する要望が多いことが明らかとなった。また、分析では所得補償は非有意という結果が得られたが、災害が起きた際には働くことよりも生活再建を重視するため、所得補償も必要であることが明らかとなった。さらに、災害時には通常時よりも迅速な対応や手続きの簡素化を進めることが重要であることがわかった。このことから、災害時には所得補償支援と就労支援の両方が必要であることがわかる。また、迅速な対応や手続きの簡素化を進めることも必要であると考ええる。

以上より本節では、災害時において補助金や助成金を迅速に支給できるように、災害時の特例措置をパッケージ化させた「災害助成金パッケージ」を提言する。

災害助成金パッケージは、過去の大規模災害で行われた助成金の特例措置を、事前にパッケージ化する政策である。具体的には、これまで行われてきた3つの助成金特例措置を組み合わせ、1つの制度とする。

災害助成金パッケージの中の1つ目の制度として、雇用調整助成金の手続きの簡素化を挙げる。東日本大震災の特例措置は、事前届が必須である休業等計画書を事後提出可能にするというものであった。また、新型コロナウイルスの特例措置では、休業等計画届の提出が不要となり、さらに手続きが簡素化された。そのため、災害時に特例として出された、簡素化された状態の雇用調整助成金制度を整備しておくことで、これから災害が起こった際にもスムーズに対応できるシステムを構築することができる。

2つ目に、東日本大震災の際に実施された、失業給付の特例措置を挙げる。東日本大震災の際には、建物の損壊など、災害の直接的被害を受けたことによって休業した場合には、雇用調整助成金は助成対象とはならなかった。そこで、東日本大震災では特例措置として、事業所が災害を受けたことにより休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることが出来ない人々に対しては、実際に離職していなくても失業給付を支給するという特例措置が実施された。そのため、災害時に実施された失業給付の特例措置を、事前に定式化しておくことで、災害が起こった際に、人々への迅速な給付が可能となる。

3つ目に、緊急雇用安定助成金を挙げる。この制度は、雇用調整助成金や失業給付の非適用者である雇用保険未加入者を援助する特例措置である。事前に雇用保険未加入者への支援体制を構築することは、災害時に支援対象から外れてしまった人々への新たな支援の受け皿となる。

本項で提言する災害助成金パッケージは、上記の3つの特例措置をパッケージ化させた政策である。事前に特例措置をパッケージ化しておくことで、災害が起きた際、通常の方策から即座に災害助成金パッケージに切り替えることが可能となる。このパッケージに期待される効果は、これまでの災害と比べ、特例措置を実施するまでの時間の短縮や手続きを簡素化することができる点である。さらに、東日本大震災のように事業所自体に被害を受けた場合の休業や、新型コロナウイルス感染症下での経営不振による休業など、様々な

場合においても適用可能である。

第2項 実現可能性

上述したように、本節で述べた災害時助成金パッケージは、これまで行われてきた災害時の特例措置をパッケージ化したものである。そのため、パッケージ化するには特別な費用は要しないと考えられるため、本提言の実現可能性は高いと言える。

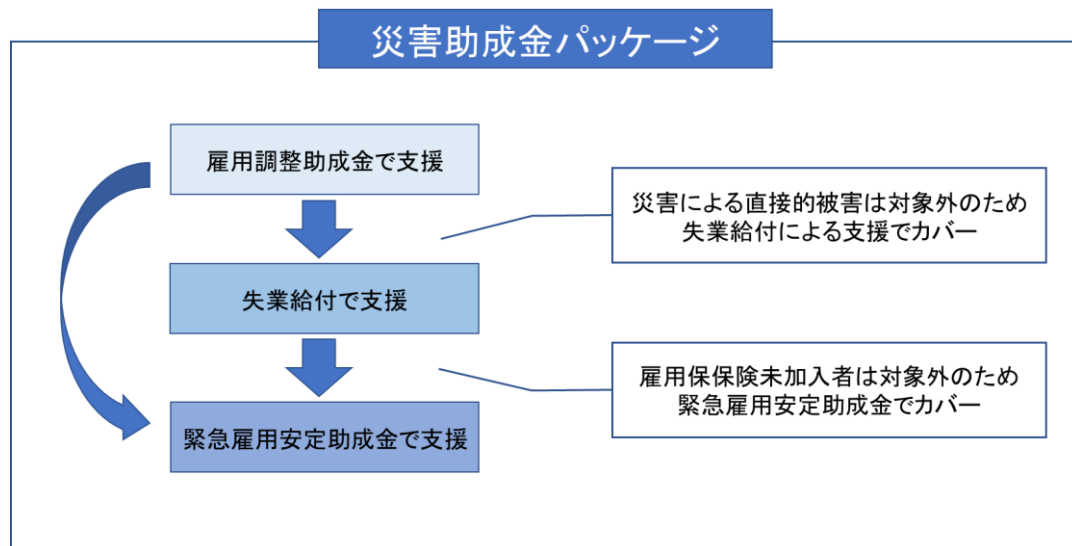


図5 政策の概要図

出典：筆者ら作成

第5章 おわりに

本稿では、災害時の失業問題に焦点を当てて3つの分析を行い、政策を提言した。分析においては、震災特別調査の個票データを用いてミクロレベルの分析を行った。また、熊本地震や令和2年7月豪雨を経験し、今現在でも雇用対策に取り組まれている熊本県庁へのヒアリング調査も行った。ヒアリングでは、統計データや個票データでは分析することの難しい、被災地で求められるニーズや被災地の実際の声を聴くことができた。そして本稿では、ヒアリング調査と分析結果を踏まえ、大きく2つの政策を提言した。1つ目の政策は、「災害対策型雇用シェアリング制度」である。これは、災害時に失業者を抑制するための雇用維持の政策である。2つ目は、これまで災害時に行われてきた特例措置を事前にパッケージ化しておく「災害助成金パッケージ」である。本稿で提案したこれら2つの政策によって、失業者の抑制や、助成金の迅速な給付が可能になる。災害大国である日本にとっては今後有効な政策であるといえる。しかし、本研究の課題として、細分化した失業の分析までには至っておらず、失業という大枠での分析のみに留まっていることが挙げられる。本来失業は、景気の変動によって生じる需要不足失業、転職の際などにかかる職探しの期間に生じる摩擦的失業、雇用主が求める特性と失業中の労働者の持つ特性のずれにより生じる構造的失業の3つにわけられる。本研究では、失業という大枠での分析にのみ留まっているため、災害時に、どの失業が主に影響をうけるのか分析することができていない。

本稿の執筆にあたり、ヒアリング調査を受け入れていただいた熊本県庁の担当者の方をはじめ、多くの方々にご協力いただいた。ここに感謝の意を表するとともに、本研究が災害大国である日本において、災害時における失業問題の解消に寄与することを願い、本稿の締めとする。

先行研究・参考文献

参考文献

何芳(2012)「東日本大震災の就業回復についての考察」『日本家計行動のダイナミズムⅧ』 pp113-134.

何芳(2015)「東日本大震災後の人口移動と雇用」 Keio-IES Discussion paper Series

北村行伸(2007)「政策評価分析の手法」『経済セミナー』 629 号, pp.99-105.

玄田有史(2012)「震災対策にみる雇用政策の未来」『日本労働研究雑誌』 No.622, pp46-59.

玄田有史(2013)「東日本大震災が仕事に与えた影響について」 ISS Discussion Paper J-214

小林徹・佐藤一磨(2012)「東日本大震災が就業行動へ及ぼした影響」『日本家計行動のダイナミズムⅧ』 pp77-111.

内閣府(2012)『経済財政白書』 日経株式印刷会社

樋口美雄・乾友彦・細井俊明・高部勲・川上敦之(2012)「震災が労働市場に与えた影響—東北被災3県における深刻な雇用のミスマッチ—」『日本労働研究雑誌』 No.622, pp.4-16.

樋口美雄・小林徹・何芳・佐藤一磨(2013)「東日本大震災の就業、健康への影響とその後の変化」『季刊社会保障研究』 Vol.49 No.3 pp283-

参考URL

国税庁「民間給与実態統計調査」

(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan/top.htm>) 2020/11/9 最終アクセス

厚生労働省「雇用保険二事業について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000571986.pdf>) 2020/11/9

ニッセイ基礎研究所「震災後に大きく低下した失業率をどうみるか」『Weeklyエコノミスト・レター』

(https://www.nli-research.co.jp/files/topics/39534_ext_18_0.pdf?site=nli) 2020/11/6 最終アクセス

日本総研「大震災の雇用への影響と対応策」

(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/5491.pdf>) 2020/11/6 最終アクセス

みずほ総合研究所「被災地雇用職業観ミスマッチ拡大の現実」『エコノミストEyes』
(<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/opinion/eyes/pdf/eyes120813.pdf>) 2020/11/7
最終アクセス

データ出典

厚生労働省人口移動調査」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/117-1.html>) 2020/9/7 最終アクセス

総務省統計局「社会生活統計指標・都道府県の指標」

(<http://www.stat.go.jp/data/shihyou/>) 2020/9/7 最終アクセス

総務統計局「労働力調査(基本集計)都道府県別結果」

(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html>) 2020/9/7 最終アクセス

総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

(<https://www.stat.go.jp/data/idou/index.html>) 2020/9/7 最終アクセス

内閣府「県民経済計算」

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html) 2020/9/7 最終アクセス

労働政策研究・研修機構(JILPT) ユースフル労働統計 2019

(https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/kako/2019/documents/useful2019_08_p113-131.pdf) 2020/9/12 最終アクセス